

(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定め、空き地の管理の適正化を図り、もって、市民の良好な生活環境の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地の部分をいう。
- (2) 雑草等 青草、枯れ草又はかん木をいう。
- (3) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (4) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態で、病虫害の発生又はごみの不法投棄を誘発するおそれがある場合をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、空き地が管理不良状態であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去その他の管理不良状態の解消に必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、前条の規定により指導を受けた空き地の所有者等が、当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去その他の管理不良状態の解消に必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由なくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続しているとき

は、所有者等に対し、期限を定めて雑草等の除去その他の管理不良状態の解消に必要な措置をとるよう命ずることができる。ただし、緊急を要する場合には、第4条及び前条の手続を省略することができる。

(代執行)

第7条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等がこれに従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。この場合においては、その費用を所有者等から徴収するものとする。

(立入調査)

第8条 市長は、指導、勧告、命令又は代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度においてその職員に空き地に立入り、調査させることができる。

2 所有者等は、前項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。